

Weekly Report

第514日号
令和元年7月22日

鈴木恒夫税理士事務所
株式会社鈴木経営センター
TEL 029-275-4333
FAX 029-275-4500

e-mail kaikei@suzuki.email.ne.jp
<http://www.szk-accounting.jp/>

民法改正による特別寄与料の取扱い

今月から施行された民法（相続法）改正により、相続人以外の親族が被相続人の療養看護等を行った場合に、その寄与に応じた金銭の支払を相続人に請求できる特別寄与料の制度が創設されました。

◎**特別寄与者**……被相続人に対し無償で療養看護その他の労務の提供をしたことにより被相続人の財産の維持又は増加について特別の寄与をした相続人以外の親族（6親等内の血族、3親等内の姻族）が特別寄与者に該当し、相続開始後、特別寄与料の支払を相続人に請求できます。なお、相続放棄した方などは特別寄与者になれません。

◎**特別寄与料の請求**……特別寄与料の支払については、特別寄与者と相続人の協議によって決めることとなりますが、当事者間の協議が調わない場合は、特別寄与者が家庭裁判所に処分を請求することで特別寄与料を定めることができます。ただし、相続開始及び相続人を知った時から6ヵ月以内、又は相続開始の時から1年以内に請求する必要があります。

◎**特別寄与者の課税関係**……特別寄与料は相続人から支払われるものですが、被相続人から遺贈により取得したものとみなして、相続税が課税されます（相続人ではないため2割加算の対象）。なお、特別寄与料の取得による相続税の申告は、特別寄与料の支払額が確定したことを知った日の翌日から10ヵ月以内に行う必要があります。

◎**特別寄与料を支払った相続人の課税関係**……相続人が支払う特別寄与料の額は、相続税の課税価格から控除されます。相続税の申告期限内に特別寄与料の支払額が確定した場合は、確定したことを知った日の翌日から4ヵ月以内に更正の請求を行います。

キャッシュレス・消費者還元事業の登録はいつまで？

今年10月から9ヵ月間、キャッシュレス・消費者還元事業に登録した加盟店において代金をキャッシュレス決済で支払った消費者に5%（フランチャイズチェーン加盟店等は2%）をポイント還元する制度が実施されます。

中小事業者が本制度に参加するための加盟店登録の受付が始まっていますが、10月1日の制度開始時から加盟店となるための登録受付は今月末までとされています。制度開始間近には申込みの増加が予想され10月1日からの参加に間に合わない可能性がありますので、注意しましょう。

なお、制度開始以降も加盟店登録は可能です（受付期間は来年4月下旬までを予定）。

夏本番・熱中症に注意しましょう！

今年は梅雨明けが遅れていますが、熱中症の危険から従業員を守る対策を心掛けています。

熱中症は、めまいや筋肉痛、大量の発汗、さらに頭痛や吐き気、意識障害などの症状が現れますので、*すぐに涼しい場所へ避難させる。*衣服を緩め、水などで体を冷やす、*水やスポーツドリンクで水分を補給する、などの応急処置を行い、症状がひどい場合は、すぐに病院へ搬送します。

特に、屋外作業や外回りの営業、工場での業務などに携わる方は、十分注意しましょう。